

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録		
招 集 期 日	令 和 7 年 3 月 2 1 日 （ 金 ）	
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室	
開 会	3 月 2 1 日 午 後 2 時 0 0 分	
閉 会	3 月 2 1 日 午 後 4 時 0 0 分	
教 育 長	戸 ケ 崎 勤	
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸 ケ 崎 勤	出 席
	仙 波 憲 一	出 席
	木 村 雅 文	出 席
	長 道 修	出 席
	浜 田 美 咲	出 席
説 明 員 (出席者)	川和田教育部長、梶山参事、片境次長	
	金澤教育総務課長、河西学務課長、杉森教育政策室担当課長	
	増澤学校給食課長、鎌田生涯学習課長、高屋生涯学習課課長	
書 記	教育総務課総務担当 我妻副主幹	
傍 聴 人	2 名	

会 議 の 経 過 及 び 結 果

教 育 長

先日、ある企業のトップの方とお話をしていたら、この時代「当意即妙」な人、つまり、状況を把握する能力が高く即断即決ができる人が求められる、と述べておられました。このお話を聞いて思い出したのが、「ハエとハチの話」です。それは、数匹のハエとハチを一つの大きめの瓶に入れて蓋は開けておき、瓶を横にして瓶の底の方を明るい方に向けて置きます。この状況で、ハエとハチのどちらが先に出られるかという実験です。

ハチは、光がある方向には出口があることを学習しています。そのため瓶の底へ何度も突撃を繰り返し、やがて疲れて動かなくなってしまう。一方、ハエはそうした学びはなく、闇雲に飛び回り、そのうち出口を偶然見つけることができ、比較的早く外に出られるそうです。

自戒をこめてですが、年齢を重ねてくると、これまでの経験や思い込みなどが腰を重くしているような気がします。実はこのことに似た理論が実際にあります。

スタンフォード大学教授の心理学者クランボルツという人が 1999 年に発表した「計画的偶発性理論 (Planned Happenstance Theory)」です。ビジネスパーソンとして成功した人のキャリアを調査したところ、そのターニングポイントの 8 割が、本人の予想しない偶然の出来事によるものだったそうです。

未来社会は現在の延長線上にはないなどとも言われ、未来を予想することは年々難しくなっています。何をしたいかという目的に固執し、結果ばかりを求めると、目の前に訪れた想定外のチャンスを見逃しかねません。かといって、ただそのチャンスが訪れるのだけを待っていてもダメで、そうしたチャンスに出会えるように、あえて明確なゴールを定めず、現在に焦点を置いてキャリアを考えるなど、フレキシブルに積極的に行動し続けるべきという理論です。この理論は、3

	つの骨子から成り立っています。 ○偶発的出来事がキャリアに大きな影響を与える ○偶発的出来事は、自身の行動や努力によってキャリアに生かせる ○自ら意識的に行動することで、偶発的出来事を引き寄せ、それをキャリア形成のチャンスにできる そして、この計画的偶発性を起こす鍵となるものが5つあります。それは、好奇心、持続性、楽観性、柔軟性、そして、冒険心です。 万般にわたって変化の激しい時代です。過去の実験や手法が生きたりもあれば、逆にそれが解決を妨げることもあります。ときには見方を変え、柔軟な発想で捉え直す中で新しい道も見えてきます。これは、戸田市教育委員会が一人一台端末構想を始めたときの実践のキャッチフレーズである「Just do it」「百聞百見は一験にしかず」に通底するモノがあります。まずは興味を持つこと、少しでも興味を持ったら、まずはやってみて、よさを感じ得ること、改めて肝に銘じたいと思います。
教 育 長	それでは、ただ今から、令和7年第3回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。 初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、会議録に御署名をお願いします。
各 委 員	(署名)
教 育 長	次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、個人情報、公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件及び人事案件となりますので、秘密会で行うこととして

	よろしいかお諮りいたします。 報告事項② 令和6年度未来へはばたく人財育成資金（高校奨学給付金）給付決定者について 報告事項③ 令和6年度第2回戸田市海外留学奨学生について 議案第12号 戸田市立図書館指定管理者候補者の選定結果について 議案第15号 令和7年度戸田市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について
各 委 員	（異議なし）
教 育 長	それでは「報告事項②・③及び議案第12・15号」は、秘密会とすることに決定いたしました。
教 育 長	では、はじめに「教育委員提案」について御報告いたします。 仙波委員、長道委員から御提案のありました「教育委員提案①学校施設の樹木管理等について」、説明願います。
説 明 員	それでは、仙波委員、長道委員から御提案のありました「教育委員提案①学校施設の樹木管理等について」御説明いたします。 学校の樹木を含む戸田市内の緑の保全や緑化の推進は、緑地のもつ様々な機能を踏まえつつ、緑の確保・整備や緑化、民間の参加・協力等の促進を計画的かつ効果的に推進させるため「戸田市緑の基本計画」を策定し取り組んでいます。 戸田市には、存在する河川や様々な緑地があり、市民が身近にふれあい、感じることのできる緑があります。 本計画は、核となる緑や帯状の緑、点在する緑のそれぞれの質の向上と、それらをつなぐ緑の経路や拠点の整備、市民との協働による緑化を推進する「緑と水と心のネットワーク都市・戸田」を基本理念として、6つの重点項目を定め、それぞれ取り組んでいます。 学校の緑化は、生き物が生息等する上で重要な自然を保全し、分断された自然をネットワークでつなぎ、自然の多機能性を回復させる「水と緑のネットワーク」の形成における重要な施策に位置付けられ

ています。

このことから、市内の小・中学校では、一定規模の緑を確保しており、高木から低木、芝生などの地被類を敷地内に設置しています。また、樹木は常緑樹や落葉樹の他、果樹や記念樹などがあり、数多くの樹種を管理しています。

しかしながら、樹木管理については、雑草等が混ざりこむことによる景観不良、樹木の枯死、生垣の成長による道路の狭隘など日ごろから様々な管理課題が発生することから、安全や景観が保たれるよう年間を通して計画的な樹木管理が必要となります。

本市における学校樹木の維持管理は、表にお示したように、造園業者による年1回の樹木剪定を基本とした業務委託と、校務員による日常的な軽作業を行っています。

樹木の状態については、造園業者による剪定や簡易点検のタイミングで、適宜、目視による健康状態を確認しながら維持管理を行っています。ここで指摘があった樹木については、委託の範囲で対応が難しい場合、別途、業者に作業依頼をし、対応しています。

公園や道路の街路樹など市の他部署が管理している樹木も同様に対応し、樹木の安全や景観の保持に努めています。

学校の樹木は、造園業者による管理による指摘だけでなく、学校や近隣住民、市議会議員などからも安全管理に係る要望をいただくことがあります。

特に、高木については、伐採することによる景観の変化が大きいことや作業も大掛かりになることから、伐採すべきレベルなのか判断が難しいのが現状です。

今回、学校から「敷地に立っているメタセコイアは、樹高が高く、強風時に幹がなびいている。倒木した場合に敷地内だけに限らず、敷地外への被害も心配される。安全確保のため、被害が出る前に伐採できないか。」という要望を受け、緑の推進の観点から容易に伐採できない中、樹木をどのように安全管理すべきかその判断の材料とするため、当該樹木への樹木医診断を行いました。

	樹木医とは、樹木の生態を理解し、診断及び治療をとおして落枝、倒木などによる人的、物損被害の抑制や樹木の保護・育成に関する知識の普及・指導などを行う専門家です。 樹木医診断では、資料にお示ししましたように「樹木診断カルテ」の項目に従って樹木をチェックし、木槌打診など道具を使った診断が行われました。 今回の診断結果は、樹木は健全であるが、強風時の枝倒れの懸念があるとのことであったため、樹木医の所見のとおり当該樹木を伐採、伐根するのではなく、樹木の倒木等による被害がないよう断幹、樹高は 34m から 15m 程度に下げを行い、風荷重を軽減する処置を行いました。 今年度、美谷本小学校のシンボルツリーであるケヤキは、落雷や突風により倒木しましたが、幸い人的被害や物損被害はありませんでした。しかしながら、他自治体においては、管理をしている公共施設の樹木倒木が見られ、人身事故や物損事故が発生している事例もあります。このような事故が起きないように樹木の安全管理を徹底していく必要がありますが、全ての樹木を定期的に診断するのは困難であるのも現状です。 したがって、今後も、倒木による事故を未然に防ぐために、定期的に実施している学校樹木管理委託の中で造園業者による樹木剪定と併せて実施する点検に加え、学校等からの通報により、外観だけでは健康状態に不安があるか不明な樹木については、樹木医診断により専門的な点検を実施し、健康状態を適宜確認していきたいと考えています。 学校の安全を第一に緑の重要性も考慮し、適切に管理できるよう対応してまいります。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	ありがとうございました。 低木や中木は校務員の方々と一緒に子供たちが手入れに参加でき

	るようにすれば、環境保全に自分たちが関わっているという意識が芽生えてよいのではないのかと思いました。 また、先ほど樹木の安全性についてお話がありましたが、全国的な傾向なのか、最近、街中で樹木が幹の途中からバッサリ伐られている姿を見かけ、少し寂しい印象を持ちます。 もし可能であれば、戸田市の小・中学校ではできるだけ樹木を残す方向でいていただきたいです。そうすれば子供たちが卒業した後も、「あの木があったよね」と記念に思えるような学校のシンボルツリーが残ると思いますので、ぜひ専門家の御意見を聞きつつ、豊かな緑を維持していただければと思いました。
教 育 長	今のお話を伺って、安全を確保した上で子供たちに作業を見せることができれば、樹木やその周りに住んでいる生物のこと等、様々な学びに繋げることができるのではないかと思います。 他にはいかがでしょうか。
委 員	学校に緑があると心が潤い、教育環境に大きなメリットをもたらしてくれます。 造園業者に業務委託をしていて、年に1回消毒作業を行っているとのことでしたが、例えば毛虫が大量発生してしまい、子供たちに被害が及ぶ可能性がある際等、緊急の場合には相談すれば対応していただけるのでしょうか。
説 明 員	業務委託では仕様書に則った作業を行いますが、学校から緊急の要望があった場合には、別対応として作業の依頼をしています。
委 員	樹木の中には病気や虫にすごく弱い種類のものもあり、樹木医が栄養剤を打つようなものもあります。 小・中学校にある樹木は樹齢も長く、手入れが必要なものも多いと思うので、樹木医と連携し、しっかりと安全に緑を管理していくことが重要だと思いました。

教 育 長	ありがとうございました。 他にはいかがでしょうか。
委 員	戸田は学校のみならず、公園が各町会にあり、とても緑豊かな地域だと思っています。 緑は心を豊かにしてくれますし、学校だけでなく市内全域でより緑が豊かになればよいなと思いました。
教 育 長	ありがとうございました。 他にはいかがでしょうか。
委 員	樹木は子供たちにとってすごく重要で学びを与えてくれます。 例えば、樹木の周りにいる生物の観察ができるし、落ち葉広いで遊ぶこともできます。木陰は気持ちよくリラックス効果ももたらせてくれます。 大変だと思いますが、ぜひ学校や専門家の方々と連携し、引き続き樹木の維持管理をお願いしたいです。
教 育 長	ありがとうございました。 次に、木村委員から御提案のありました「教育委員提案②ジェンダーフリー教育について」、説明願います。
説 明 員	続いて木村委員から御提案のありました「教育委員提案②ジェンダーフリー教育について」御説明いたします。 資料 10 ページを御覧ください。まず、国の視点からですが、文部科学省が発行している「生徒指導提要」において、「ジェンダーフリー」については、「性的マイノリティ」に関する課題とその対応として整理・記載されています。学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められていると明記されています。

	「性的マイノリティ」とされる児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々です。そのため、教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切であると捉えています。 11 ページ。具体的な支援としては、こちらにあるように、制服の配慮や他の生徒と別のトイレを使用するなどの配慮があります。市内中学校においても、トイレの利用に関する配慮などを必要に応じて行っています。 12 ページ。加えて、市内中学校では、6 校全てでスカートかスラックスかを選択することが可能になっています。このような配慮により、申し出ることなく本人の意志で選択することが可能となっています。 13 ページ。市内の教職員に対する研修としましては、性的マイノリティをはじめとする、様々な人権課題についての理解を深めるための校内研修会を実施しているほか、生涯学習課と連携し、管理職や人権教育担当教師等が受講する人権研修会の報告会を、各学校において実施しています。 14 ページ。また、研修や授業を行うに当たっては、県教委作成資料を活用し、組織的な対応ができるような相談対応について学ぶなどの研修を実施しています。 15 ページ。性の多様性に対する周囲の正しい理解の促進として、学習指導要領に基づき、授業では、こちらに示すような取組を行っています。日常の教育活動を通じた人権意識の醸成を進めるため、保健体育科保健分野で、心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるなど、教科でも理解を深めております。その際、県教委作成資料を活用した児童生徒への啓発のために、16 ページにある性の多様性に係る児童生徒用リーフレットを活用するなどしています。
--	--

	17 ページ。市では、児童生徒の声を把握するための手立てとして、相談しやすい雰囲気づくりはもちろんのこと、各学校において「心のアンケート」や「学校生活アンケート」を定期的実施するなどして、児童生徒の「悩み」や「不安」の早期発見に努めています。そして、管理職、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員などが当該児童生徒の秘密を厳守しながら、状況に応じて相談対応を行っています。 説明は以上です。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	様々な取組をしていただいております、安心して学校に通えている子供たちも多いのではないかと思います。 多目的トイレは性別に関係なく使用できるだけでなく、持病のある方や高齢の方などにも利用しやすい設備だと思いますので、今後も学校に多目的トイレを増やして行ってほしいです。 また、毎日着用する制服を自由に選択できることは、子供たちの心理的負担の軽減に大きくつながっているのではないかと思います。 戸田市以外の自治体でも制服の自由化が進んでいるのでしょうか。
説 明 員	戸田市以外の自治体でも、制服を選択できるところが増えてきているように感じます。
説 明 員	一点補足として、現在、市内全校においてバリアフリー改修の計画があり、車椅子用トイレの整備を進めています。これらのトイレは、性別に関係なく誰でも利用できるトイレとして整備される予定です。
委 員	今のお話を伺い、安心いたしました。 悩んでいる子供に対して、寄り添ったり、自然に声かけをしたりしていただいて、サポートする体制をとっていただければと思います。

説 明 員	各学校では、相談等があった場合に適切な対応ができるよう体制を整えておりますので、今後も引き続き取り組んでまいります。
教 育 長	他にはいかがでしょうか。
委 員	小・中学生は、男女といった性別を最も意識しやすい時期だと思います。そうした時期に、子供たちが少しでも安心して過ごせる雰囲気をつくれるよう、教師の皆さんにサポートしていただければと思います。
教 育 長	ありがとうございました。 他にはいかがでしょうか。
委 員	教職員の中には、性の多様性やジェンダーに関する知識やスキルが十分ではなく、どう対応したらよいか悩む方も多いのではないのでしょうか。 固定概念の払拭や人権意識の醸成は簡単なことではありませんが、現在は性の多様性が認められる時代であり、個々の状況に応じた対応が求められています。研修等を通じて、教職員の皆さんには少しでも知識やスキルを身につけていただければと思います。 また、ジェンダー教育について調べてみたのですが、多様性の尊重に加えて、自己肯定感やコミュニケーション能力、問題解決能力の向上といった4つの効果があるとされており、様々な学びにつながることを感じました。
教 育 長	ジェンダー教育が教育全般に与える影響は非常に大きいと感じ、今後も学校への周知・啓発を進めていく必要があると考えています。 他にはいかがでしょうか。
委 員	資料 15 ページに「学習指導要領に基づく、日常の教育活動を通じた人権意識の醸成」とありますが、性の多様性に限らず、「人権」をどのように考えるかといった視点を、PBL でもよいので、子供たちが

	議論できる機会も大切ではないかと思いました。
教 育 長	ありがとうございました。 それでは以上を持ちまして教育委員提案を終了いたします。 続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして 8 件の報告がございます。 ① 令和 7 年度施政方針・教育関連総括質問及び一般質問等について ② 令和 6 年度未来へはばたく人財育成資金（高校奨学給付金）給付決定者について【秘密会】 ③ 令和 6 年度第 2 回戸田市海外留学奨学生について【秘密会】 ④ 体罰・性暴力等に係る実態把握について ⑤ 令和 7 年度高等学校進学予定者数について ⑥ 第 77 回優良公民館表彰について（下戸田公民館） ⑦ P T A の現状報告について ⑧ その他 資料 No. 2 に基づいて、秘密会以外の詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。
説 明 員	報告事項①「令和 7 年度施政方針・教育関連総括質問及び一般質問等について」御報告いたします。 はじめに 1 ページでございますが、議会初日に市長から令和 7 年度施政方針が示されました。重点施策として、1 点目は中学生の給食費無償化、2 点目は全中学校にハイスペックデジタル工作機械の導入、3 点目は中学校に「きゃんばすサポーター」の配置でございます。

また、総合振興計画に基づく「子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち」と、「創造性や豊かな心を育むまち」からは、美笹中学校校舎改築工事基本設計業務をはじめ、令和 7 年度の主な取組方針が示されました。

2 ページから 4 ページは、市長の施政方針に対します 5 会派からの総括質問と市長答弁であり、各会派共通いたしまして中学生の給食費無償化に伴う今後の小学生への拡大に対する質問がありました。市長からは「小学生の給食費無償化については現在、政府において議論が進められている段階であり、令和 8 年度を念頭に実施予定とのことから、その動向を注意深く確認していきたい」と答弁したところでございます。

次に 5 ページから 6 ページにまいりまして、再質問を除く一般質問については、小沼さゆり議員から、市内小学校における金管バンドについて。野澤茂雅議員から、子供に対する性暴力防止と日本版 D B S について。花井あきこ議員から、デジタル教育についてとグローバル教育についての質問があり、それぞれ教育部長から資料のとおり答弁したところでございます。なお、再質問の詳細については二次元コードを付記しましたので御覧ください。

次に 7 ページにまいりまして、教育委員会に関連する令和 7 年度一般会計当初予算でございますが、令和 7 年度は 69 億 7,529 万 6 千円で、前年度当初比では額にして 31 億 3,698 万円の減、率にして約 31% のマイナスとなります。主な要因といたしましては、戸田第一小学校や芦原小学校の工事が完了したことに伴う工事請負費の減額によるものです。一般会計総額 647 億 3 千万円に対する教育費の割合は 11.6% であり、50% を占める民生費に続き 2 番目の割合となります。また、海外留学奨学事業特別会計当初予算は 957 万 4 千円で、前年度当初比では 3 万 3 千円の減となります。

以下、下段から 8 ページにかけましては、各課・室の主な新規事業

	の内容と予算額をお示ししましたので御覧ください。 私からは以上でございます。
説明員	報告事項④「体罰・性暴力等に係る実態把握について」御報告いたします。 埼玉県教育委員会より体罰に係る実態把握の依頼に基づき、1月15日から1月26日にかけて保護者・教職員にアンケート調査を実施しました。 例年行っている調査ですが、今年度から体罰に加え、性暴力等の有無についても質問しています。その結果、体罰・性暴力等の事案は小学校0件、中学校0件となっております。 また、表の右側の2の「体罰・性暴力等には該当しないが、アンケートの内容から不適切と思われる指導」につきましては、小学校1件、中学校1件となっております。そのうちいずれも、服を引っ張った、背中を押したなど指導が不適切であるという案件であり、性暴力、わいせつ等の事案はございません。また、管理職等が対応し、2件ともすでに保護者への説明及び理解を得ております。 先日の校長会議で校長先生方には伝えましたが、新年度教職員の入れ替えもあることから、引き続き、不祥事の根絶について働きかけてまいります。
説明員	報告事項⑤「令和7年度高等学校進学予定者数について」御報告いたします。 県立への入学予定者は603名、私立への予定者は498名で昨年度より若干私立の割合が増えています。 その他の入学予定者数は121名で、進学については1222名、約98%となります。 その他は29名となっており、就職、家事手伝いと決まっている生

	徒や欠員補充を受検している生徒ですので、今後も進路の確認をしてまいります。
説明員	報告事項⑥「第 77 回優良公民館表彰について（下戸田公民館）」御報告いたします。 資料 12 ページ 表彰館一覧を御覧ください。 令和 7 年 2 月 28 日に文部科学省で開催された「第 77 回優良公民館表彰」において、昨年的美笹公民館に引き続き、戸田市立下戸田公民館が優良公民館として表彰されました。 優良公民館表彰は、公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものに対し、その功績をたたえ表彰するもので、今年度は全国から 65 館が表彰を受けました。（全国の公民館数 約 13,500 館） 続きまして、資料 13 ページから 14 ページを御覧ください。 こちらの資料は、推薦いただいた際の資料となります。下戸田公民館では、公民館まつりの活性化として児童生徒の作品展示や市内 N P O 法人の協力によるこどものあそび場の創出、また、中学校チャレンジ事業や小学校のまち探検の受入れなど、積極的に小中学校との連携を行い、これらによって、公民館まつりでの来館者数の増加につながり、多世代交流・地域との結びつきを強化するこれらの取組が評価されたものと考えております。 今後とも、「地域の人々が楽しく充実した利用ができる公民館」を目指し、地域の人材や事業者との連携を維持強化しながら、子共から高齢者まで多世代・多様な方の学びの場を提供できるよう、公民館活動を模索していきたいと考えております。
説明員	報告事項⑦「P T A の現状報告について」御報告いたします。 資料 16 ページを御覧ください。

戸田市では、市内 18 校全ての小・中学校において、P T Aが組織されています。

P T A相互の連絡調整や事業実施のため、各校 P T A会長で構成される「戸田市公立学校 PTA 連合会」が組織され、全体事業や定期的な会議を開催しています。

令和 2 年度から、市内全ての P T Aにおいて任意加入方式となり、小・中学校全体の令和 6 年度加入率は、90.38%です。

市としては単位 P T Aや P T A連合会に対し、「財政支援」や「家庭教育支援」等のサポートを行っています。

続いて、資料 17 ページを御覧ください。

こちらは、令和 6 年 10 月 1 日現在の市内各学校の児童生徒数、P T A会員数、非会員数、加入率の一覧とです。

加入率は学校ごと差がありますが、加入率が 100%の学校は 18 校中 7 校となっています。

次に、資料 18 ページを御覧ください。

P T Aの主な活動内容については御説明いたします。

各校の単位 P T Aでは、各種学校行事協力、卒業記念品贈呈、広報誌発行、登下校サポート、給食試食会、入学式・卒業式フォトパネル設置、花植え活動、トイレ清掃ボランティア、P T A交流会、高校訪問（中学校）、制服等リサイクル・リユース活動（中学校）など、様々な活動が行われています。

また、市公立 P T A連合会では、定期総会や会長会、P T A会員の交流事業等を実施しています。

続いて資料 19 ページを御覧ください。令和 6 年度優良 P T A文部科学大臣表彰について御報告します。

この度、美谷本小学校PTAが令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰を受賞しました。

優良PTA文部科学大臣表彰は、PTAの健全な育成、発展に資することを目的として、PTAの本来の目的・性格に照らし、優れた実績を挙げたPTAを表彰するものです。

令和6年度は全国から112団体が選出され、県内では4団体が表彰されました。

美谷本小学校PTAでは、アプリを活用した当番表の導入や、登下校の際の危険な交差点や保護者の見守り場所などを二次元コードで確認できる「登下校見守りマップ」の作成など、保護者の負担軽減と、誰でもいつでも安全に参加できる環境づくりが評価されました。

資料右下の二次元コードからは、美谷本小学校のPTAホームページへアクセスできますので、詳細を御覧いただければと思います。

続いて、資料20ページを御覧ください。

こうした新たな取組により、PTA活動への参加がしやすくなっている一方で、依然として様々な課題もあります。

まず、活動面の課題としましては、活動内容が分かりづらい、役員への負担が集中しているといった点がございます。

この課題の解決策として、美谷本小学校PTAのようにSNSやホームページを活用して活動の見える化を進めたり、積極的に情報発信を行ったりするなどの工夫が行われています。

また、事業内容の見直しや、アプリを活用した協力者の募集など、各PTAにおいて創意工夫がなされています。

次に、組織面の課題としましては、加入率の低下や、役員の担い手不足、会費徴収の方法や繰越金の取扱いなどがございます。

	こうした課題については、P T Aと課題を共有し、運営方法や各種事業等について意見交換を行うほか、市としても、活動状況に即した適正な財政補助の在り方を検討しています。 次に、家庭教育支援の課題では、各P T A主催による家庭教育学級の開催数の減少や、家庭教育の役割の希薄化といった課題がございます。 このため、市では、対面での家庭教育講演会に加え、オンデマンド配信を行うなど、忙しい保護者にも情報が届くような取組を進めています。令和7年度からは、市が家庭教育支援のためのショート動画を作成し、各家庭に対して情報提供を行ってまいります。 また、家庭教育アドバイザーの派遣や、出前講座の紹介も引き続き積極的に行ってまいります。 P T Aの活動内容は、ここ数年で市内でも変化が見られます。市としては、今後もP T Aへの支援を継続し、P T Aと意見交換を重ねながら、時代に即した活動内容や財政支援の在り方への移行を促してまいりたいと考えております。
教 育 長	報告事項⑧「その他」について、事務局から何かございますか。
事 務 局	特になし。
教 育 長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	まず、報告事項①令和7年度施政方針・教育関連総括質問及び一般質問等について、いかがでしょうか。
委 員	資料6ページで、福島県の「ブリティッシュ・ヒルズ」に生徒を派遣していることを初めて知りました。 私も行ったことがあるのですが英語漬けの生活が送れるだけでなく、施設内ではまるで海外にいるような貴重な体験ができるので、ぜ

	ひ今後も続けていただきたいと思います。
教 育 長	ありがとうございました。 次に報告事項④体罰・性暴力等に係る実態把握について、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。
教 育 長	次に報告事項⑤令和 7 年度高等学校進学予定者数について、いかがでしょうか。 私立高等学校の授業料実質無償化によって、私立高等学校への進学者は増えたのでしょうか。 また、普通科とそれ以外の科の進学者数の割合に変化はあったのでしょうか。
説 明 員	無償化の影響かは不明ですが、私立高等学校への進学者が少し増えたという結果は出ています。 今後、より詳細な情報が出ますので全体の傾向を確認いたします。
教 育 長	次に報告事項⑥第 77 回優良公民館表彰について（下戸田公民館）、いかがでしょうか。 昨年之美笹公民館に続いての表彰ということで、大変素晴らしい結果となりました。 同一自治体で連続の表彰というのはなかなかないのではないのでしょうか。
教 育 長	次に報告事項⑦ P T A の現状報告について、いかがでしょうか。 P T A の加入率が 90.38%と全国的に見てもかなり高い割合だと思うのですが、何か理由はあるのでしょうか。
説 明 員	戸田市においては、比較的保護者の皆様の御協力を得られている学

	校が多いです。 一方で、加入率が減少している要因としては、外国籍の保護者の増加や、共働き世帯の増加などが影響していることが考えられます。
教 育 長	他にはいかがでしょうか。
委 員	もし P T A がなくなったらどういった弊害が出てくるのでしょうか。
説 明 員	子供たちの活動を支えるにあたり、保護者の力や地域の支えは非常に重要です。 P T A がなくなると、学校側の負担が増えるなど、様々な課題が生じることが考えられます。そのため、多くの組織体で子供たちの活動を支えるという意識を、地域全体で醸成していくことが必要だと考えております。
委 員	美谷本小学校で P T A 会員専用アプリの導入とありますが、こちらは無料アプリなのでしょうか。 無料なのであれば、他の学校にも情報提供というか、使用方法を広めて市全体に共有していただきたいと思いました。
説 明 員	P T A 会員専用アプリについて、各校にも情報提供をさせていただきました。
教 育 長	ありがとうございました。 続きまして、「議案第 9 号戸田市教育委員会を実施機関とする行政文書の管理に関する規則（案）の制定について」「議案第 10 号戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）について」「議案第 11 号戸田市公文書管理条例附則第 10 項の規定による歴史的価値を有すると認められる文書の移管に関する規則（案）について」は、関係がございますので、あわせて説明いたします。
説 明 員	教育総務課所管の議案第 9 号「戸田市教育委員会を実施機関とする

	行政文書の管理に関する規則（案）」及び議案第 10 号「戸田市教育委員会規則の一部を改正する規則（案）」については、関連がございますので併せて御説明いたします。 これらの議案の制定及び改正につきましては、令和 7 年 3 月議会にて総務部が提案している「公文書管理条例」の制定に伴い実施するものであることから、はじめに公文書管理条例の概要について御説明します。公文書管理条例につきましては、次ページに参考資料を添付しておりますので御参照ください。 公文書管理条例とは、公文書管理法の趣旨を踏まえ、市の諸活動や歴史的事実の記録である現用文書（行政文書）から非現用文書（歴史公文書）までの公文書を適正管理すべく、行政文書の管理、歴史公文書の保存・利用、公文書館の設置等を定める条例です。 本条例の趣旨は、公文書は市民共有の知的資源であり、市民が利用しうるものであることから、歴史的に価値のある資料が確実に移管され不適切な廃棄が行われないようにすること、これに加え、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正個人情報保護法に基づく個人情報を含む公文書の安全管理をより厳格にすることが求められてきたことから、これまで各実施機関で規定していた文書管理のルールを統一的な文書管理のルールとして定め、適正かつ一元的な文書管理を行っていくものです。 このことにより、「市政の適正かつ効率的な運営」「現在及び将来の市民への説明責任」を全うし、「市の政策立案能力の向上」や「市民生活の向上や文化の発展」に寄与するものであるとしています。 具体的な仕組みは、文書の作成・收受から保存期間が満了し、廃棄または歴史公文書として移管するまでの行政文書の適正管理や移管後の歴史公文書の整理・保存・利活用を一元的に管理します。 したがって、これまで郷土博物館が行っていた保存期間が満了した文書の評価選別は、市役所行政管理課内に設置する「公文書館」にて
--	--

評価・選別、管理を行うこととなります。

これに加え、文書の保存・廃棄に当たってのチェック体制を強化するため、有識者を含めて組織する審議会（（仮称）戸田市公文書管理・情報公開・個人情報運営審議会）を設置し、歴史公文書の保存・移管・廃棄のチェックを行います。

行政文書と歴史公文書を明確化するため、文書の「永年保存」を廃止し、文書の保存期間を最高 30 年とする。ただし、法令等別で定められている期間がある場合は、この限りではないこと。

これまで、非現用文書、いわゆる、保存年限経過した公文書である歴史公文書は、市民の利用に供していなかったが、本条例の制定により市民が利用できるようになるものです。

それでは、規則の制定及び改正について御説明します。

資料 4 ページを御覧ください。

はじめに、議案第 9 号「戸田市教育委員会を実施機関とする行政文書の管理に関する規則（案）」の制定について御説明します。

これまで、教育委員会等各行政機関における文書の取扱いに係る根拠規定は、各々で取扱いを規定しており、教育委員会においては、「戸田市教育委員会事務局規則」第 6 条にて市長部局規則における戸田市民書管理規定の例によるものとする。と規定されておりました。

しかしながら、令和 7 年 4 月 1 日から施行予定の戸田市公文書管理条例の制定に伴い、文書の取扱いが、各行政機関統一のルールとなることから、市長が定める戸田市公文書管理条例施行規則に準じた措置を実施するための例規の制定が必要となるものです。

なお、施行期日は、当該条例の施行日に合わせ令和 7 年 4 月 1 日です。

次に、「戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

	(案)」の概要につきまして御説明します。 6 ページを御覧ください。 今しがた、御説明しました教育委員会の文書管理規則が、新たに制定されることに伴い、同様の規定となる第 6 条の規定を削り改め、教育委員会事務局の固有となる文書記号を新たに規定するものです。 こちらも施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とするものです。 なお、この後の生涯学習課所管の議案第 11 号についても公文書管理条例の制定に伴う案件となっております。
説 明 員	議案第 11 号戸田市公文書管理条例附則第 10 項の規定による歴史的価値を有すると認められる文書の移管に関する規則（案）について、御説明いたします。 7 ページの概要書を御覧願います。 制定理由については、戸田市立郷土博物館では、市史編さん事業を契機に、行政文書の保存年限が満了するも歴史的価値が認められる文書（歴史公文書）の収集を継続して行い、将来の一般公開に向け、整理・保存作業を進めてまいりました。 今回、令和 7 年 4 月 1 日施行の戸田市公文書管理条例の施行に伴い、市役所本庁舎に戸田市公文書館を設置し、歴史公文書の市民等からの利用請求に基づく利用を開始することになりました。 内容としては、本規則は、郷土博物館が収集・整理・保存してきた歴史公文書について、その管理を条例附則第 10 項に基づき、教育委員会から市長に移管することを規則で規定するものでございます。施行日は、令和 7 年 4 月 1 日になります。 規則の内容につきましては、8 ページのとおりとなり、事前に例規担当である行政管理課とは調整している内容であり、本委員会にお諮りするものでございます。

教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
各 委 員	特になし
教 育 長	それでは、質問等がないようですので、議案第 9・10・11 号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各 委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認め、議案第 9・10・11 号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第 13 号戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」「議案第 14 号戸田市学校給食等費用助成金交付要綱（案）について」「議案第 16 号戸田市学校給食衛生委員会規程を廃止する訓令（案）について」は、関係がございますので、あわせて説明いたします。
説 明 員	議案第 13 号戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）及び議案第 14 号戸田市学校給食等費用助成金交付要綱（案）議案第 16 号戸田市学校給食衛生委員会規程を廃止する訓令（案）については関連がございますので、一括して御説明いたします。 資料の「概要書」を御覧ください。 はじめに、1 の改正・発足理由でございますが、近年の食料品等の物価高騰は、教育費のかかる子育て世帯にとって、大きな負担となっております。そこで、本市では「子ども応援プロジェクト」の一環として、令和 7 年 4 月から高校受験や部活動など教育費の負担が大きい市内中学校に通う生徒の学校給食費を無償とすることから、規則を改正するものでございます。 また、給食センターを 1 つの事業所とし、配置されている職員が 50 人未満の場合は、労働安全衛生法に基づいた安全衛生推進者を置くこととなっているため、併せて改正するものでございます。

要綱につきましては、市内中学校の給食費無償化に併せ、食物アレルギーなどの理由により学校給食の提供を受けていない生徒の保護者や特別支援学校中学部に在籍している生徒の保護者を対象とした「戸田市学校給食等費用助成金」の交付を実施することから、新たに制定するものでございます。

「学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則」の改正内容につきましては、2 改正内容を御覧ください。

第 3 条については、給食センターに配置されている職員が 50 人未満であるため、50 人以上の場合に必要な安全管理者の規定を削除し、新たに安全衛生推進者を規定するものでございます。

また、第 11 条から繰り上げとなった第 8 条には、令和 7 年 4 月から市内中学校の学校給食費の無償化を実施することから、文言を整理し規定するものでございます。

3 の発足内容は、学校給食等費用助成金交付要綱の制定についてでございます。

市内中学校の給食費無償化に併せ「戸田市学校給食等費用助成金」の交付を実施することから、新たに要綱を制定するものです。

交付金額は、本市の中学生の給食費が年間 50,600 円であることから、食物アレルギーや不登校などで給食の提供がない中学生の保護者や特別支援学校中学部に在籍している生徒の保護者等には 50,600 円を助成いたします。

助成対象者数は、食物アレルギーや不登校などで給食を食べていない生徒が約 100 人、特別支援学校中学部の在籍者が約 50 人を見込んでおります。

施行日は、規則、要綱とも令和 7 年 4 月 1 日からでございます。

要綱の内容につきましては、資料の 13 ページから 18 ページのとお

	りです。 また、議案第 16 号は、安全衛生推進者設置に伴い、衛生委員会が廃止となることから、当該規程を廃止するものでございます。 説明は以上です。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
各 委 員	特になし
教 育 長	それでは、質問等がないようですので、議案第 13・14・16 号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各 委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認め、議案第 13・14・16 号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	それでは次に、次第の 6 その他の「次回の教育委員会の日程（案）」について、事務局より説明願います。
事 務 局	次回、教育委員会定例会の日程ですが、4 月 16 日（水）午前 9 時 30 分からの開催について、お伺いいたします。
教 育 長	次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおりでよろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次にその他ですが、事務局から何かございますか。
事 務 局	特になし
教 育 長	委員の皆様から次回以降の教育委員提案のテーマについて何かございますか。
委 員	中学校における部活動について、どのような部活動があつて、所

	属している生徒がどれくらいいるのかを教えてくださいたいです。 また、可能であれば、部員数の推移がわかるようなデータも併せて御提示いただければと思います。 現在、様々なスポーツで日本の選手が活躍しており、子供たちの関心が多様化してきている気がします。部活動について知ることで、子供たちのニーズがわかり、学校がより環境を整えることができるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。
教 育 長	こちらは教育政策室から御報告いたします。 他にはいかがでしょうか。
委 員	市内の学校における動物の飼育状況についてお伺いしたいです。 小学校の生活科には学習指導要領上、動物を飼ったり植物を育てたりという表現が明記されており、教育活動の一環として位置付けられています。 デジタルが主流になってきた時代だからこそ、子供たちが小さな頃から実際に動物と接して、生命の尊さや生物への親しみを感ぜてもらうことが重要だと考えます。 もし学校で動物の飼育が難しいようであれば、動物園に行って小動物の触れ合い体験をするのも一つの手段ではないかと考えます。 全国的にも、学校の働き方改革や感染症の影響もあり、動物の飼育は減少傾向にあると思いますが、戸田市の現状についてお伺いします。また、動物を飼育していない場合には、他にどのような形で動物と触れ合う機会を設けているのかについても、お聞かせいただければと思います。
教 育 長	かつては、ウサギやニワトリなどを飼育している学校が多くありましたので、そうした時代に比べると、動物の飼育は減少傾向にあるのかもしれません。こちらも教育政策室から御報告いたします。

	他にはいかがでしょうか。
委 員	外国人の子供や日本語指導が必要な子供は、どの程度在籍しているか、その状況を教えていただければと思います。 また、そうした子供たちを教育していく上で、どのような課題があり、どのような対応をされているのかについても教えていただきたいです。
教 育 長	現状と対応策を教育政策室から御報告いたします。 他にはいかがでしょうか。
委 員	クラウドファンディングの「戸田市未来の学び応援プロジェクト」について、昨年、実際に集まった寄付金が各小・中学校にどのように分配されて、どのような活動に繋がったのかを御報告いただければと思います。
教 育 長	現在、「戸田市未来の学び応援プロジェクト」について丁度とりまとめているところです。 こちらも時期をみて教育政策室から御報告いたします。
教 育 長	それでは「報告事項②・③及び議案第12・15号」を議題といたします。秘密会とすることに決定しておりますので、説明員で議案に関係する職員以外は退席願います。
教 育 長	【報告事項②・③及び議案第12号、15号を議決して閉会】

	以上のとおり会議の経過及び結果を記し、相違ないことを証するため署名する。
	令和7年3月21日
	教 育 長
	教育長職務代理者
	委 員
	委 員
	委 員
	書 記